

令和元年9月3日
【防衛省】

【概要書】

平成30年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

平成30年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に 関して講じた施策に関する報告について

1 趣旨

本報告は、自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）第4条の規定により、平成30年度の自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。（一般職と同様）

2 報告書の概要

(1) 各種報告書の提出件数

- ・贈与等報告書 … 1, 071件（29年度 896件）
- ・株取引等報告書 … 5件（29年 1件）
- ・所得等報告書 … 116件（29年 111件）

(2) 倫理監督官への届出等の状況

- ・利害関係者との飲食の届出（1万円を超える場合）… 10件（29年度 4件）
- ・利害関係者からの依頼による講演等の承認 … 427件（29年度 488件）

(3) 懲戒処分等の状況

- ・倫理法違反行為に対して、懲戒処分の措置が行われた事案… 0件（29年度 5件（16名））
- ・倫理法違反行為に対して、訓戒等の措置が行われた事案 … 0件（29年度 3件（17名））

(4) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策

- ①自衛隊員等倫理週間（平成30年12月1日から同月7日）の設定及び当該期間中において以下の施策を実施
 - ・倫理監督官から訓示を行うとともに、部外講師による講演会の実施
 - ・全隊員を対象とした教育資料及び倫理ビデオによる教育等の実施
 - ・部内及び部外のそれぞれに対する啓発用パンフレットの作成及び配付
- ②各種研修において、自衛隊員の倫理感のかん養・保持のためのカリキュラムを充実
- ③各種会議等において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を実施

3 閣議

令和元年9月3日（火）

(参考)

○ 自衛隊員倫理法(平成11年法律第130号)(抄)

(国会報告)

第四条 内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。